

岩手県収用委員会告示第5号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により次のとおり収用の裁決手続の開始を決定したので、公告する。

平成27年2月27日

岩手県収用委員会

会長 八木橋 伸之

- 1 起業者の名称 大槌町
- 2 事業の種類 安渡第1地区小規模団地住宅施設整備事業
- 3 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目、地積等

土地の所在	地番	地目	土地登記簿の地積	実測地積	収用しようとする土地の面積	実地の状況	備考
岩手県上閉伊郡大槌町 大槌第28地割字道ノ下	87番	墓地	59㎡	59.54㎡	59.54㎡	墓地	別図に赤色で 表示する部分

- 4 土地所有者の氏名及び住所

不明。ただし、

氏名	住所
土地登記記録表題部所有者 田中福松ほか4名	不明

- 5 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類 なし
- 6 裁決手続の開始を決定した年月日 平成27年2月18日

備考 「別図」は、省略し、岩手県収用委員会事務局に備えておいて縦覧に供する。